明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学一九）　一
○ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二七）　二

〔告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一七〇）　二
○国際科学技術センターを継続する協定の効力発生に関する件（外務一七八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一〇七二～一〇七八）　五
○肥料を登録した件（同一〇七九）　六
○高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（経済産業九五）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通六五七）　八
○道路に関する件（九州地方整備局八二）　八

〔国会事項〕
内閣府　法務省　八

〔人事異動〕
官庁事項　八

〔皇室事項〕
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九
法務　九
公証人任免（法務省）　九

〔官庁報告〕
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　九

〔公告〕
諸事項　一〇

官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　二九
会社その他

省令

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項、第十六条並びに第十七条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十一日　文部科学大臣　林　芳正

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十三条の二　［略］	**第二十三条の二**　［略］
2　前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。	2　前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。
一　［略］	一　［略］
二　その者の生計を維持する者の収入及び資産（その者の資産を含む。）に関する資料に基づき、その収入の年額及び資産が、それぞれ機構の定める収入基準額及び資産基準額以下であるかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。	二　その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。
（個人番号の提供）	［条を加える。］
第二十四条の二　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者又はその者の生計を維持する者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を提供させることができる。	
（保証人）	（保証人）
第二十五条　機構は、学資貸与金の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。	**第二十五条**　機構は、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。